

国掟の成立をめぐる

三 鬼 清一郎

はじめに

応仁・文明の乱（一四六七～七七年）に始まる百年ほどの期間は、我が国の歴史のうちで最も激しい社会的変革の時代であった。この間に生じた事象を年表風に記述してみれば、いかに大きな事件が起こり、また消えていったかに気づくであろう。南蛮世界との接触によって、鉄砲とキリスト教が導入されたことは、それを象徴する事実である。鉄砲という強い破壊力をもつ武器の出現は、戦闘の形態に変化を及ぼし、それが統一政権の成立を促進する一つの要因となったが、また、人々が抱いていた価値観や死生観にも影響を与えたものと思われる。

そのことは、人間の行為の痕跡をとどめる史料にも反映されている。たとえば、戦闘の形態が個人戦から集団戦へと転化したことは、これまで自己の戦功などを主人に申告し、その確認を得て後日に恩賞を求める際の証拠とする目的で作成された軍忠状・着到状が

消滅し、それに代って、具体的な合戦場面を想定し、味方の戦力を最も効果的に配置した陣立書が出現する。

もちろん、中世の戦闘でも集団戦という側面は大きい。いかに個人の才覚によって功名を得ることが主眼であったとしても、合戦の場における命令系統は確立しており、その点は近世の合戦と共通している。ただ大きな違いは、指揮をとる武将が、自己の側の軍勢について熟知しており、人数や装備の内容、あるいは個々の人物の性格や力量までも頭の中に入れていたことである。戦場では、家老ごと編成された集団が、その判断によって臨機応変に戦闘を行うから、総大将は、全体の流れを見極めながら、必要に応じて口頭で指示を与えればよく、あらかじめ布陣図を提示し、それに即して行動させる必要は無かったのである。

しかし近世では、陣営の規模が拡大するにつれ、鉄砲足軽・弓衆・鎧組など機能を異にする集団が出現し、新参者を召し抱えて組織が複雑化していくから、指揮者が全体を掌握して的確な判断を下

すことは困難になる。陣立書の初見が、天正十二(一五八四)年の小牧・長久手の戦いの際に羽柴(豊臣)秀吉が作成したものであることは、いかにも象徴的な事実である⁽¹⁾。

秀吉が朱印を用いはじめたのも天正十二年で、小牧・長久手の戦いが契機となっている⁽²⁾。織田信長は永禄十(一五六七)年から「天下布武」という政治理念を刻んだ朱印状(一部は黒印状)を発給している⁽³⁾。朱印状は主として領国統治のために用いられ、権威を象徴するものであるが、それにとどまらず、従来は花押が据えられていた文書の領域にまで拡大され、花押と印章との境は見えにくくなる。そのような状況下で新たなジャンルの文書も生み出されていく。

近世において、領主が支配する区域が律令制で定められた国と一致するとき、国を基礎にした領国支配が実現するが、国内が幾つかの領国に分かれ、それを単位とした支配が行われることが一般的であろう。その場合、領国支配と制度上に「国」はいかなる関係にあるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つに、統一政権の成立過程で生み出された「国掟」と呼ばれる文書がある。

「国掟」は「国の置目」などとも呼ばれ、特定の国を支配するために定められた掟書・条目の一種であるから、それ自体は文書様式を示す言葉ではない。しかしそれは、織田・豊臣政権が支配を確立する過程で出現したものと見て、一定の歴史性を帯びている。それゆえ本稿では、「国掟」の成立事情を当該期の政治状況のなかで検討し、その性格を考えることを目的としたい。

一、北国の政治情勢と「越前国掟」

「国掟」という言葉から先ず想起されるのは、天正三(一五七五)年九月に信長が発布したとされる「越前国掟」であろう。それは、一向一揆との戦いの渦中で成立したのである。

信長と本願寺・一向一揆勢力との対決は、元龜年間(一五七〇年代の初頭)から熾烈を極めたが、その主たる舞台は北国地方であった。同じころ、信長と將軍足利義昭との対立関係も決定的な局面をむかえ、義昭は京都を追われるが、將軍の座に留まったまま、各地の戦国大名や一向一揆勢力と連携を強め、信長包囲網を敷いていた。戦闘は全国的規模で展開したのである。

天正三年八月、信長の軍勢は越前の一向宗門徒を攻めて府中に入り、さらに北庄城を奪取して九月に陣を移した。信長はここで越前の知行割を行い、柴田勝家に北庄城を与えて越前一国の支配を委ね、施政の大綱を示す「国掟」を与えたといわれる。全体は九ヶ条から成るが、個々の条文は、勝家に対して領国統治の心構えを諭すような内容である。正文は伝わっていないが、書下し年号の下に信長の朱印があり、朱印状の形態をとっている。充所は勝家ではなく、冒頭には「掟条々 越前国」と書かれている。つまり、信長が越前国へ下した文書なのである。

一九七〇年代の研究状況は、幕藩制国家の性格をめぐる議論が盛んであったが、そのなかで、この「越前国掟」が議論の素材となることがあった。たとえば、信長が勝家に与えた越前国(八郡で構成

されている)の支配権の内容が、江戸時代における幕府と大名との関係に近似していることから、この「国掟」を制定した時点で信長政権の画期を見出し、その性格を解明するという試みであった。論点は多岐にわたり、さまざまな見解が提出された。

私は、このような議論について疑問をもっていた。それは、文書様式の変化から、文書の発給主体である権力の性格を云々することが可能かといった問題もあるが、何よりも、文書としての性格を確定することなく、論証の材料に用いることについてであった。歴史研究の基本である史料批判という問題を抜きにして、抽象的な議論をしても意味があるだろうか。それについて私は考えを述べたことがある。⁵⁾内容は、以下の三点に要約できよう。

一、この文書は、信長が越前国に出した掟書で、国郡制的な支配原則に基づいて発せられたものであるが、内容は柴田勝家へ統治の心構えを諭したもので、本来ならば勝家に宛てて出されるべき筈である。少なくとも、「条書」が具備すべき普遍的な内容と著しく異なっている。

二、この文書は、将軍家御教書・御内書・奉行人奉書など前代の武家文書の様式を受け継いでおらず、織田・豊臣期にも類例を見出すことはできない。もちろん江戸時代にも伝えられていない。いわば突然変異のような、理解し難い様式の文書なのである。

三、この文書は、出典が太田牛一の『信長公記』のみで、傍証史料が無く、記述の内容を当該期の発給文書などで確かめるこ

とが不可能である。筆者の歴史観に基づいて述作されたものに書きとめられた文書であるから、引用史料の取舍選択や改変・修正が行なわれることもありうる。したがって、そこから太田牛一の思想は読みとれても、信長の思想を検出することは困難であろう。

そのほか、天正三年段階における北国の政治状況が、この文書に反映されているか否かといった事実認識の問題についても述べているが、副次的な点は省略する。ここで私が主張したかったことは、この「越前国掟」を、我々が近代的感覚でとらえる「偽文書」として否定するのではなく、それ自体も一つの歴史的所産として、むしろ「創作」というジャンルに近いものとして積極的に評価すべきではないか、ということである。たんなる偽文書ならば捨て去ってよいかもしいないが、そうでないからこそ、厳密な史料批判が必要となるのである。

この点について、岩澤愿彦氏からご教示をいただいた。⁶⁾それは、この「越前国掟」は、『信長公記』に収録されている「佐久間信盛折檻状」などと同様、訓戒状として理解すべきであり、このような文書は、正文が作成されないという特徴をもち、個人への訓戒が高度に政治的な機能を帯びている「公私混交」の側面に注意を払う必要があるといった内容である。このような属性をもつ文書を読み解く方法などが述べられており、感謝する次第である。

私としては、岩澤氏のご指摘をふまえたうえで、このような性格の文書が、柴田勝家に対する訓戒状としてではなく、越前国へ下さ

れた捷書という形態をとったことの意味を考えたと思っている。それで、この時期に実際に「国掟」と呼ばれる文書が、どのような内容をもっているかを検討することから始めることにする。信長の発給文書には該当するものが見出せない⁽⁷⁾ので、秀吉の発給文書から選ぶことにしたい。

二、秀吉の国掟をめぐって

秀吉が発給した文書は六千点以上が知られているが、そのなかで、秀吉みずから「国掟」と名付けた文書がある。それは、天正九年十一月四日に善浄坊(宮部継潤、中務卿法印)に与えた七ヶ条の条目⁽⁹⁾である。この文書は、当時は信長の奉行人であった秀吉が、中国地方を支配する毛利氏討伐の命をうけ出陣したとき、鳥取城を陥落させ、因幡一国の支配を実現する過程で制定されたものである。条文の検討に入るまえに、当時の政治状況を簡単にふれておきたい。

秀吉による因幡侵攻は、二度にわたって行われた。最初は天正八年で、播磨の宇野民部大輔を討ちながら、備中口から攻め入り、若桜の鬼ヶ城(八東郡)をはじめ七つの城を陥れたときである。秀吉はさらに進んで鳥取城(邑美郡)周辺を焼き払い、その一带に十五ヶ所の付城を築いて包囲した。同年六月に秀吉は、鬼ヶ城に八木但馬守(豊信)を置き、但馬との国境にある岩経城(巨能郡)は垣屋播磨守(平右衛門尉、光成)を配して知行割を行い、置目を申付けてい⁽¹⁰⁾る。また、伯耆国に接する鹿野城(気多郡)に亀井新十郎(真矩、茲

矩)を入れ、ここを兵站基地として長期戦に備えた⁽¹¹⁾。

第二次の因幡侵攻は天正九年六月に開始された。秀吉はすでに伯耆国羽衣石城の南条元統(勘兵衛尉、伯耆守)と好を通じていたので、海陸から味方の城へ兵糧米を運び入れるなど、着々と鳥取城を包囲する態勢を固めた⁽¹²⁾。その間の事情をさぐる手懸かりとなる秀吉書状が残っている。充所の部分は切断され不明であるが丁重な文言で、南条に送られたものかと思われる⁽¹³⁾。

鮭二尺到来、切々心入之段賞翫此事候、随而伯州表兵糧之儀、無由断通尤候、羽衣石之儀、鹿野よりの書状二何とやらん申越候、如何儀候哉、被聞届追而可承候、恐惶謹言、

筑前守

九月廿八日 秀吉(花押) (※ 充所は不明)

鳥取城の周囲は、付城と付城の間に堀・塀・柵がめぐらされ、長期間にわたる兵糧攻めが行われた。八月十八日の秀吉書状では、「城中無正躰由候条、可属存分事不可有幾程候」と述べられている⁽¹⁴⁾。十月二十五日に城主の吉川経家が切腹、籠城者全員が運び出され落城した。秀吉は城中の「普請掃除」を申付け、城代に宮部継潤を置いた⁽¹⁵⁾。そのとき秀吉が宮部に与えたのが、この捷書である。

国之掟覚

一 鬼ヶ城木下平大夫物主二相定候、然者八東郡自分二遣之、知頭郡を儀部与八木兩人二半分ちわり、鬪取二いたさるべく候、右兩人を平大夫二相付候間、其方先備二被相定、弟

子同前ニ可有覚悟事、

一垣屋平右衛門尉ニ巨能郡遣之条、亀井新十郎一そなへ被相定、其方先手ニ、備之儀可在之事、

一亀井新十郎本国へ帰国間ハ、鹿野郡申付候間、垣屋平右衛門尉与一備ニ被相定、其方先手ニ備儀可在之事、

一山名殿・禪高御兩人之儀者、其方覚悟次第ニ、何方を以成共、御知行被相定、有馳走、そなへ之儀、其方きわニ可然事、

一美含郡天正十年とし之儀者、鳥取廻不作も過半可在之かと秀吉分別いたし、右之一年之儀者、其方へ遣候間、給人不付ニ、兵糧以下可被覚悟事、

一国々百姓二種粉・作食三千石かし候米ニ相定候間、一和利ニ相定、かし可被申事、

一多賀備中吉岡ニ可被置候、吉岡ニ在之初を千俵遣候、但々米二つもつて、かわりを被出、此初ハ種もミニ、百姓ニ可被借遣事、

以上

天正九年十一月四日

筑前守

秀吉(花押)

善浄坊

第一条では、八東郡は宮部継潤に遣わし、鬼ヶ城(若桜城)に木下平大夫(荒木重堅)を入れる。知頭郡(智頭郡)には礮部康氏(兵部大輔)と八木豊信(但馬守)に半分に地割し鬮引きで与え、兩人を

木下に付属させたうえで宮部の先備を勤めさせるという内容である。なお木下は、天正八年五月一日に秀吉から、普請の扶持方についての便宜を受けており、のちに従五位下・備中守に任ぜられた。礮部は智頭郡の用瀬城(景石城)に置かれていた。⁽¹⁷⁾八木は草木城に入ったとみられる。

第二条は、巨能郡(巨濃郡)を垣屋平右衛門尉に遣わし、亀井新十郎と合せて、宮部の先手とする指示である。兩人は天正八年の第一次侵攻の際に行われた国割で、すでに拠点の城を預けられていた。

第三条は、亀井が領国を離れている間は、氣多郡(鹿野郡)の支配を宮部に委ね、前条の通りに垣屋と亀井を一手とするという内容である。亀井は、のちに武藏守を名乗るが、朝鮮にも出陣し、海外貿易に関心を持った大名である。秀吉から琉球守・台州守と呼ばれた時期もあった。

第四条は、かつて毛利方に属していた山名豊政とその父禪高(豊国)の処遇について、兩人には国内の然るべきところで知行を与え、陣立では宮部の周辺に配置するようという指示である。山名氏は室町幕府の四職という家柄で、因幡・但馬など十一ヶ国の守護職を帯びていた。そのような名家への配慮であろう。天正六年五月十六日に秀吉は、山名豊国の身上や家督を保証し、但馬国出石郡を与える旨の誓詞を送っている。⁽¹⁸⁾しかしその後には敵対関係に入ったようで、豊国は鳥取城に入って城将となったが、天正八年九月の第一回包囲戦のときに秀吉側に寝返っている。⁽¹⁹⁾

第五条は、明年の天正十年は鳥取城周辺は凶作となることが予想されるので、その年だけは美含郡を宮部に遣わすというものである。一年限りの措置であるから給人に宛行うことなく、収納した米は兵糧用に蓄えておくようにと指示されている。鳥取城をめぐる攻防戦がいかに激しく、百姓達に甚大な被害を与えたかという状況がうかがわれる。なお、美含郡は但馬国に属しているが、秀吉の因幡侵攻のときに征服されていた。

第六条は、美含郡での収納から、因幡国内の百姓の種籾や食用にあてる三千石を指定し、一割の利息で貸し出すよう命じている。

第七条は、多賀備中を吉岡城（高草郡）に置き、その城に蓄えてある籾千俵を宮部に与えるというものである。但し、実際にはそれに相当する額の米で与えられ、籾は百姓の種籾として貸し出すよう指示されている。吉岡城は吉岡入道質休らが立籠り、鳥取城の陥落後も抵抗が続いており、秀吉が支配したのは十月二十五日であった。⁽²⁰⁾

このような国割りには、信長の越前支配に際して示された原則と共通するところが多い。因幡一国は宮部継潤の支配に委ねられたが、彼が実際に知行しているのは鳥取城とその周辺、および八東郡などである。巨能郡・知頭郡・気多郡などは、秀吉が指名した武将に与えられており、当然ながら宮部は、知行権を有していない。

鬼ヶ城や吉岡城など領国支配の拠点となる城については、秀吉が城主を定めている。鳥取城を奪取した直後という緊迫した状況下の措置であるが、この決定に宮部が口を挟むことはできない。

しかし秀吉は、亀井茲矩・垣屋光成など郡単位で知行権をもつ武将や、木下重堅などの城主が宮部の配下の置かれることを確認し、陣立についての指示も行っている。それによって、宮部と亀井らの武将との上下関係は明確化され、宮部の軍事指揮権が秀吉によって保証されたのである。

城主は、与えられた城郭の守備と、それに付属する城廻りの土地支配を行うが、その範囲を超えた知行権はもたない。宮部の指揮下に入っていることは勿論である。したがって、因幡国内の知行については、秀吉が特定の武将に郡を基準として知行を与えたところ以外は、宮部に権限があると考えられる。実際に宮部が知行しているのは、国内の半分ほどの領域であろう。

秀吉が征服地で実施する知行割や国の置目は、このような内容であった。この掟書を与えられた宮部継潤は、因幡国内の一定地域を知行しているが、国内全域における軍事指揮権を有しており、そこに知行をもつ武将達を支配していた。彼らの多くは国人衆で、所領は秀吉から宛行われ、あるいは安堵されており、宮部との間に主従関係は存在しないが、秀吉によって保証された宮部の権限は強固なものであった。

秀吉も宮部を中心とした因幡衆の結束を、ことさらに重視したようにも思われる。のちに検討する天正十三年の北国攻めの陣立書では、宮部らの因幡衆は「船手衆」として二千人が記載されている。

三、因幡衆の動向

その後も因幡衆は、宮部継潤を中心に一体となつて行動している。天正十五年に行われた九州攻めの陣立書は、同年正月一日に堀秀政（羽柴北庄侍従）に宛てた秀吉朱印状として知られているが、その冒頭は次のようになっている。⁽²¹⁾

至九州御動座次第

一 正月廿五日 壹万五千 羽柴備前少将殿

一 二月一日 四千 宮部中務法印

南条勘兵衛尉

亀井武蔵守

木下平大夫

垣屋平右衛門尉

一 二月五日 二千 前野但馬守

(以下略)

また、方広寺大仏殿造営のための役儀は、天正十六年七月五日に秀吉朱印状として諸大名に伝達されたが、因幡衆は天正十七年六月の一ヶ月間に限って動員されることになつていた。⁽²²⁾

大仏殿御普請手伝番折事 (※・前後略)

九番 (天正十七年) 六月一日

一 三千人 宮部中務卿法印

木下備中守

五百人 亀井武蔵守
七百七十人 垣屋播摩守
合四千貳百七十人 南条伯嗜守
明石左近

軍役動員に際して、中小の武将を地域別に編成し、衆として一括して扱う事例はあるが、因幡衆の場合は際立っている。そのことを確認するかのようには、秀吉は天正十七年十二月に知行宛行状を發給し、同時に軍役人数の指定も行っている。⁽²³⁾ 宮部の場合、役高四万石に対して二千人の人数であるから、百石に対して五人の割合となつている。

因幡国所々四万參千六百石并但馬国内之内二方郡七千參百七拾石、合五万九百七拾石事令扶助訖、右内壹万石無役、残而四万石分貳千人之軍役可相勤者也、

天正十七

十二月八日 秀吉朱印

宮部中務卿法印

定 軍役之事

貳千人 中務卿法印
四百人 垣屋隱岐守
九百人 木下備中守
五百五拾人 亀井武蔵守

千五百人 南条伯耆守

合五千参百五拾人

右之通可相勤者也

天正十七年十二月八日 秀吉朱印

宮部中務卿法印

知行方目録

因幡国之内

一 七千参百九拾五石 上美郡

(※・邑美郡)

同国之内

一 九千式百五拾石 法美郡

同国之内

一 九千九百八拾五石 八上郡

同国之内

一 壹万六千九百六拾九石 高草郡

但馬国之内

一 七千参百七拾式石 二方郡

合五万九百七拾壹石

右宛行之条全可領知者也

天正十七年十二月八日 秀吉朱印

宮部中務卿法印

同じ日付で秀吉は、亀井茲矩にも知行宛行状を發給している。⁽²⁴⁾こ

の場合の役高は一万千石、人数は五百五十人であるから、百石に対して五人の割合で、宮部の場合と同じである。知行石高が百石に対して五人の軍役は「本役」と呼ばれ、この時期における役儀の基準となっていた。

因幡国之内気多郡壹万参千八百石事令扶助訖、右之内式千八百石無役、残而壹万千石之分五百五十人、軍役可相勤候也、

天正十七

十二月八日 (秀吉朱印)

亀井武藏守とのへ

亀井は秀吉朱印状によって知行を宛行われ、役儀の人数も定められており、豊臣政権下における独立した大名である。それにもかかわらず、軍役奉仕は宮部継潤のもとで一体となつて行うよう指示されている。伯耆国を出自とする南条元統を含めて、かつての因幡衆の結合は続いており、秀吉は亀井や南条などを、宮部を通じて掌握する意図をもっていたことが確認できよう。

四、越中攻めの陣立書

天正十一年四月の賤ヶ岳の戦で柴田勝家を滅ぼした直後、秀吉は越後の上杉景勝を目標にした北国の支配を構想するなかで、外交的に景勝を服属させることに成功した暁には、佐々成政を越後の取次に任命する約束をしていた。⁽²⁵⁾秀吉自身が出馬して武力で制圧した場合でも、越後の支配を成政に委ねるつもりのものであった。しか

し、小牧・長久手の戦いのなかで、成政は徳川家康・織田信雄を頼って秀吉と敵対したので、秀吉は天正十三年の春、紀州の根来・雑賀の一揆勢力を服属させたのち、一方では四国の長宗我部元親を牽制しながら、佐々成政の居城である越中へ大軍を差し向ける準備に入った。そのときの陣立書が存在している。⁽²⁶⁾

越中江先勢遣覚

一番

前田又左衛門尉殿

壹万

二番

羽柴五郎左衛門尉殿

貳万

三番

木村隼人佐殿

三千

堀尾毛介殿

千

山内伊右衛門尉殿

七百

佐藤六左衛門尉殿

貳百

遠藤大隅守殿

貳百

遠藤左馬助殿

貳百

四番

加藤作内殿

千

池田三左衛門尉殿

三千

稲葉彦六殿

千五百

森仙蔵殿

千五百

五番

民部少輔殿 二千五百

蒲生飛騨守殿 三千五百

船手衆

因幡衆 二千

長岡越中守殿 二千

以上

信雄 馬廻 五千

都合五万七千三百

七月十七日 秀吉(朱印)

加藤作内とのへ

第一陣の前田利家は加賀金沢(当時は尾山)城主であるが、かつて信長から越前の統治を委任された柴田勝家を監視する「府中三人衆」の一人で、古くから佐々成政とは盟友関係にあった。

第二陣の丹羽長重は、勝家とともに信長の宿老の筆頭格であった丹羽長秀の嫡子である。この三ヶ月まえに父の遺領を継いで越前府中城主となったばかりで、僅か十四才という若輩だった。当然ながら家臣団を統制する力をもちえなかったが、秀吉はそれを支える目的から、同年五月九日付で長重が発給した知行宛行の判物の袖に、みずからの朱印を捺している。⁽²⁷⁾

第三陣は秀吉麾下の武將で構成されている。木村隼人佐(重茲)は天正十二年の小牧・長久手の戦いにも出陣しており、同年四月段階に作成された陣立書によれば、千五百人を率いて東備の第一列に配属されていた。⁽²⁸⁾堀尾毛助(吉晴)と山内伊右衛門尉(一豊)は、こ

のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、山内は中央の第三列に百八十人を率いて名を連ねている。⁽²⁹⁾佐藤六左衛門尉(秀方)は美濃国上有知に、遠藤大隅守(胤基)と遠藤左馬助(慶隆)は同じく郡上郡に知行を有していた。同年五月以降に作成されたとみられる陣立書によれば、この三人は中央の第二列に配置されており、軍役人数は、佐藤が四百人、両遠藤が合せて六百人である。⁽³⁰⁾なお、この陣立書では、山内の軍役は七百人となっており、他の陣立書では、山内は後備の第一列に位置し、軍役人数は二百三十である。⁽³¹⁾

第四陣の筆頭に位置する加藤作内(光泰)は、この文書の充所になつてゐる人物である。このとき作内は大垣城を預けられ、城廻りで二万貫の知行を受け、七千石の蔵入地代官を兼ねるといふ、秀吉から格別に目をかけられた存在であつた。⁽³²⁾この集団は美濃衆で編成されており、池田三左衛門尉(輝政)は岐阜城主、稲葉彦六(典通)は曾祢城主、森仙蔵(忠政)は金山城主である。作内は前年の小牧・長久手の戦いでは木村隼人佐と同じく東備の第一列で、軍役人数は千人である。⁽³³⁾池田は、五月以降の陣立書では、羽柴秀長の陣営に属し、三千人を率いていた。⁽³⁴⁾

なお作内は、この二ヶ月後の九月三日には秀吉の怒りに触れ、追放されている。理由として挙げられているのは、与えられた知行地の規模を上回るほどの家臣を召し抱え、預かり地の分まで家臣に給与したことで、秀吉はそれを強く咎めている。ただ、これは家臣団の規律を引き締めるための一時的な措置であつたようで、まもなく

作内は赦免されている。

第五陣は、小島民部少輔と蒲生氏郷で構成されている。ともに伊勢に知行地を有しており、小牧・長久手の戦いがほぼ終息した天正十二年九月に、秀吉が織田信雄の旧領である南伊勢を没収して新たな知行割を行った際、小島は一志郡内で三万石が与えられている。蒲生は一志郡のほか飯高・飯野・多気・度会郡および大和国宇陀郡で十二万三千石余の知行を受けている。⁽³⁵⁾

つぎの船手衆は水軍組織であるが、因幡衆と長岡越中守(細川忠興)で構成されている。因幡衆は、さきの「因幡国掟」に挙げられた諸将で、中心人物は宮部善浄坊(継潤)である。細川忠興は丹後宮津城主であつた。天正十二年四月段階の陣立書では、宮部は左翼の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と合せて三千人となつてゐる。⁽³⁶⁾

ここまですが本来の北国攻めの陣立であるが、その末尾に織田信雄の馬廻として五千人が付け加えられている。信雄は徳川家康と結んで秀吉と敵対していたが、このときには秀吉に臣従し、尾張と北伊勢地域の領有が認められていた。なお、陣立書に挙げられた武将は、すべて「殿」という敬称がつけられているのに対し、信雄だけは敬称が省かれているのは、この時点における彼の立場を暗示するものといえよう。

小牧・長久手の戦いが局地戦であるため、その陣立書は、敵と遭遇する場面を想定して自己の戦力を最も効果的に配置する目的で、武将ごとに軍役人数を指示し、戦闘隊列を図示するものであるのに

対し、この北国攻めは遠征であるので、武将ごとに軍勢を引き連れて出陣する際の順番を指示する形をとっている。こののちの九州攻めの際には、グループごとに出陣すべき日を指定したものも現れる。つまりこの陣立書は、局地戦から遠征形態へ転化する契機をなすものと位置づけられるであろう。

この陣立書は、戦闘終結後の北国の政治状況を見据えて作成されている。もちろん、佐々成政の処遇など不確定要素があるが、その所領である越中をはじめとする北国の知行割を想定しており、第一陣の前田利家、第二陣の丹羽長重はその中心となるべき筈であった。第三陣以下の諸将にも、戦功次第では大きな恩賞を期待させるものであった。なお前田利家に対して秀吉は、三月七日に書状を送り、雪解けを待つて五月頃に佐々成政を攻める意向を伝え、さきに成政に与えた越後の上杉景勝への仕置権を、利家に委ねている。⁽³⁷⁾ また四月八日も書状を送り、出陣の具体的準備に入るよう促している。⁽³⁸⁾

陣立書に記されていないが、実際に出陣する日時は秀吉から指示が出されている。この陣立書は、日付通りに七月十七日朝に蜂屋出羽守(頼隆)に手渡され、蜂屋を通じて諸大名に伝達されたことが知られる。⁽³⁹⁾

急度申候、仍来四日至越中表出馬候、人数先々之備目録、今朝蜂出二相渡候、定而可参着候、分別二而先々茂無落度様二尤候、委細者蜂出口上二申含条、相談肝要候也、

七月十七日 秀吉 御書判

前田又左衛門殿

この陣立書は、充所に記載された武将ではなく、陣立書には名前が出ていない蜂屋頼隆に交付されたのである。このとき蜂屋は越前敦賀城主で、軍勢の進路を確保し、物資の補給にあたる奉行役を務めたものと思われる。蜂屋に対して秀吉は、軍勢が通過する道の補修を行うなどの指示を与えている。⁽⁴⁰⁾

態申遣候、仍越中表へ可出馬候間、其方知行道橋事、能々可相催候、古道も切々無再興候へハ悪成候間、不可有油断候、前之道より広可被申付候、謹言、

五月廿八日 秀吉(朱印)

蜂屋出羽守殿

秀吉の指示通りに、前田利家らの先陣は八月四日に北国攻めに出陣している。⁽⁴¹⁾ 秀吉自身も八日に、多くの公家衆に見送られて京都を進発した。⁽⁴²⁾ 佐々成政は殆ど戦わずに富山城を明渡し、織田信雄を頼って秀吉に降伏した。しかし助命され、越中の新川郡の知行が認められた。秀吉はここでも「国之置目」を申し付けている。⁽⁴³⁾

この時期には越中の寺社等に秀吉の禁制が交付されたが、通常の場合と異り、朱印が袖のところに押捺されているのが特徴的である。⁽⁴⁴⁾ これは一時的な現象で、まもなく朱印の押捺位置は日下に復している。また秀吉は、翌年に東国へ出陣して後北条氏を討つことを予定しており、好を通じている大名に対し「来年富士山可見之望候条、其刻可遂初面候」⁽⁴⁵⁾ といった書状を出している。また、懸案で

あつた越後の上杉景勝との和睦に成功し、飛驒の姉小路頼綱を降伏させたので、秀吉は北国一帯を手中に収めることになったのである。⁽⁴⁶⁾

五、「国掟」の史料性格

秀吉が天正九年に宮部継潤に与えた「因幡国掟」と、天正三年に信長が柴田勝家に与えた「越前国掟」とを比較するとき、共通点が浮かびあがってくる。前者か秀吉の判物として出された純然たる国割りの指示であるのに対し、後者は信長の朱印状の形態をとるが文書としては存在せず、訓戒状としての要素が強いなど、外観は相違点が目立つが、国内を知行する複数の武将の中から特定の人物を指定し、それに一国の支配を委ねるといふ基本点は一致している。

「越前国掟」の文面から、柴田勝家が信長より与えられた権限を、どのように理解すべきであろうか。前述した一九七〇年代の議論では、勝家は越前一国の土地所有権に近いものを掌握し、それを配下の武将に分割して与えているという理解が一般的で、そこから幕藩体制との類似性が指摘されていた。しかし信長は、このとき府中三人衆とよばれる不破光治・佐々成政・前田利家の三人を目付に任命し、二郡（今立郡と南条郡とみられる）を与えて勝家と相互に監視しあう体制をとり、また大野郡の三分の二を金森長近、三分の一を原政茂、敦賀郡を武藤舜秀に与えているので、通説のように、勝家が越前八郡の土地支配を実現しているという解釈は成り立たない筈である。しかし、この点を問題にし、的確な解釈を示すような

見解は見られなかった。私の知るかぎり、当時において通説に批判的な考えを提示されたのは、楠瀬勝氏だけである。氏は、信長は越前一国の公的支配権を地域的に分割して各武将に与えており、勝家だけが越前全体の公的支配権を与えられたものではないと主張された。⁽⁴⁷⁾ 私も、誰がどの地域に禁制・掟書など領国支配に関する法令などを発布していたかを、『越前若狭古文書選』・『敦賀郡古文書』や自治体史などで確かめてみたが、その結果は、勝家が現実に影響力を及ぼしている地域は、丹生・吉田・坂井・足羽の四郡のみで、残りの四郡（今立・南条・大野・敦賀）は、さきに記した諸将が法令を発布しており、法令の質の面では双方に差は認められないことが確認できた。⁽⁴⁸⁾ 私は楠瀬氏の見解が正しいと思っている。

越前も因幡も、激しい攻防戦のうえ奪い取り、一国支配を実現させた地域である。その国は、戦闘で中心的役割を果たした武将を核として諸将に分封されたのであるが、個々の領主権は必ずしも強固ではなく、相互の連携も計りにくい状況であった。それで、緊急事態に備えて、核となる武将に一国の支配を委ね、他の武将を統率する権限を与えたのである。ただしそれは、土地所有権ではなく、軍事指揮権のようなものである。律令制で定められた国という枠組みが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いによって、そのような一国支配の状態が継続する地域もあり、また殆ど姿を現さない地域もある。

越前は、その後の北国をめぐる政治状況のなかで支配は流動化しており、信長の掟書で定められた方式が継続しなかったのは当然と

いえよう。「国掟」については、信長が越前を諸將に分封するための法令と、柴田勝家に一国の支配を委ねる際に与えた指示を、『信長公記』の作者である太田牛一が重ね合わせ、それを「掟条々」として越前国へ下す形態に仕立てたのであろう。岩澤氏が指摘される通り、内容的には訓戒状であるが、越前統治の方策として信長が意図したものは、秀吉のそれと共通する面が大きい。史料学的にも興味ぶかい問題である。

因幡は長期にわたって、一国単位の支配が継続したといえよう。天正十七年末の段階で、秀吉は宮部継潤に対して、因幡国内（および、隣接する伯耆の一部）に所領をもつ武将の軍役を、一括して勤めるよう命じている。⁽⁴⁹⁾これは、翌年に行う小田原の後北条氏攻めを予定しての策であるが、天正二十（＝文禄元、一五九二）年の朝鮮出兵の際の陣立書に、「因幡衆」という記載がみられるほどである。

おわりに

本稿は、越前と因幡の二国について発布された「国掟」を採りあげ、若干の検討を試みたのであるが、偶然ながら両国とも日本海に面しており、海上交通や交易が盛んな地域であった。天正十三年に秀吉が定めた陣立書⁽⁵¹⁾によれば、因幡衆は船手として、越中の佐々成政を攻めることが予定されていたのである。このような長距離遠征を可能にした海路や港湾の整備、船の建造や航海技術、交易を仲介する商人の活動などが、領国形成に大きな影響を与えたことはいくまでもない。

この問題を指摘されたのは山口徹氏である。⁽⁵²⁾四十年前にさかのぼるが、当時は農村史が近世史研究の主流であった。そのような状況の下で、流通が幕藩体制社会の成立に果たす役割を明らかにした意義は大きく、農村史をはじめ諸分野の研究に新たな進展を促したといえよう。氏が提起された問題を内在的に受けとめ、深めていくことが我々の課題である。

神奈川大学を去られるにあたり、多年のご労苦に敬意を表するとともに、さらなるご活躍を祈念する次第である。

注

- (1) 拙稿「陣立書の成立をめぐる」(『名古屋大学文学部研究論集』史学三十八、一九九九年三月)、このときの陣立書は『長久手町史』資料編六一長久手合戦史料集一(愛知県長久手町、一九九二年十月)に一括して収めてある。
- (2) 拙稿「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座日本歴史』近世1、一九七五年七月)。
- (3) 奥野高広著『織田信長文書の研究』(吉川弘文館、一九六九年三月刊)上巻、一四〇ページ。
- (4) 『信長公記』巻八、(角川文庫版・一九七ページ)。
- (5) 拙稿「信長の国掟をめぐる」(『信濃』二十八巻五号、一九七六年五月)。
- (6) 岩澤愿彦「織田信長・豊臣秀吉の訓誡状管見」(『日本大学人文科学研究所研究紀要』四十一号、一九九一年三月)。
- (7) 信長の国掟は、ほかに天正十年三月、甲斐・信濃の両国へ下したといわれる「甲信国掟」(『信長公記』巻十五、角川文庫版・三九八ページ)があるが、「越前国掟」と性格が共通しているので省略する。注5参照。
- (8) 拙稿「豊臣秀吉文書の基礎的研究」正・続(『名古屋大学文学部研究論集』史学三十四・三十五、一九八八年三月・一九八九年三月)、および

- び「豊臣秀吉文書の概要について」(名古屋大学文学部研究論集) 史学四十四、一九九八年三月)
- (9) 間島文書(東大史料編纂所・影写本)
- (10) 利生護国寺文書(「紀伊統風土記」第三輯、刊本・二二三ページ)
- (11) 亀井文書(東大史料編纂所・影写本)
- (12) 正木直彦氏所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)
- (13) 三重県・個人蔵(和田勉氏のご教示による)
- (14) 光源院文書三、(東大史料編纂所・影写本)
- (15) 「信長公記」卷十四、(角川文庫版・三六八ページ)
- (16) 大阪城天守閣寄託文書
- (17) 「因幡民談補」古文書・乾(東大史料編纂所・写本)
- (18) 「記録御用所本古文書」七下(内閣文庫・写本)
- (19) 吉川家什書、その他。
- (20) 栃木県庁採集文書四(東大史料編纂所・謄写本)
- (21) 久野保心氏所蔵文書(「尾張国遺存豊臣秀吉史料写真集」四十六)
- (22) 肥前小城鍋島文書(東大史料編纂所・影写本)
- (23) 宮部文書・乾(東大史料編纂所・影写本)
- (24) 亀井文書・乾(東大史料編纂所・影写本)
- (25) 反町文書(反町茂雄文庫日録・第一集「越佐文人の軌跡」、長岡市立中央図書館、一九九四年三月)
- (26) 陸奥棚倉藩主阿部家文書(学習院大学史料館寄託、この文書の閲覧には、同館の藤實久美子・丸山美季両氏のお世話になった。
- (27) 溝口文書(東大史料編纂所・影写本)
- (28) 大日本古文書・家わけ「浅野家文書」一二
- (29) 川路孝蔵氏所蔵文書(東大史料編纂所・台紙付写真版)
- (30) 秋田家文書(同右)
- (31) 徳川美術館所蔵文書
- (32) 伊予小松一柳文書(東大史料編纂所・影写本)、岩澤愿彦「秀吉の唐入りに関する文書」(「日本歴史」一六三号、一九六二年一月)参照。
- (33) 注28参照。
- (34) 注30参照。
- (35) 久世兼由「校本松坂権輿雜集」天
- (36) 別本前田家所蔵文書(東大史料編纂所・謄写本)
- (37) 中垣文書(東大史料編纂所・影写本)
- (38) 豊太閣書翰(内閣文庫・写本)
- (39) 「古案」乾(東大史料編纂所・謄写本)
- (40) 「秋田藩採集文書」十二(東大史料編纂所・写真版)
- (41) 潮田文書(東大史料編纂所・影写本)
- (42) 「兼見脚記」、その他。
- (43) 三村文書(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- (44) 勝興寺文書(岫順史編「雲龍山勝興寺古文書集」、桂書房、一九八三年三月)
- (45) 佐竹文書(東大史料編纂所・レクチグラフ)
- (46) 「上杉文書」七(東大史料編纂所・影写本)
- (47) 楠瀬勝「佐々成政の越中への分封をめぐって(一)——織田政権論のため」(「富山史壇」五六・五七合併号、一九七三年十二月)
- (48) 注5参照。
- (49) 注23参照。
- (50) 大日本史料・家わけ「浅野家文書」八一、拙稿「朝鮮役における軍役体系について」(「史学雑誌」七十五卷二号、一九六六年二月)参照。
- (51) 注26参照。
- (52) 山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態——幕藩体制の成立に関連して」(「歴史学研究」二四八号、一九六〇年十二月)、のち「日本近世商業史の研究」(東京大学出版会、一九九一年十月)に収録。